

愛知淑徳中学・高等学校 いじめ防止基本方針

平成26年6月

愛知淑徳中学・高等学校 いじめ対策委員会

1. いじめ防止に関する基本的な考え方

本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。従って、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティー作りに努める。

いじめの禁止

本校生徒は、いじめを行ってはいけない。

学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことが出来るように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

2. いじめ防止などに関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組み

- ・ 生徒、保護者及び教職員に対して、インターネットを通じて行われるいじめを含めた、いじめ防止等への理解を深めるために、HR活動、生徒指導部通信、PTA懇談会、父母の集いなどを通じて啓発活動を行う。
- ・ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じ、いじめ防止等のために、携帯マナー指導等の道徳教育及び学年ごとの宿泊行事やピアサポート等、定見活動などの充実を図る。
- ・ いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通じて共通理解を図り、組織的に対応する。

(2) いじめの早期発見のための取組み

- ・ いじめは「どの生徒にも起こり得る」問題であることを十分認識し、生徒との個人面談（教育相談）を定期的に行い、生徒の悩みや変化を積極的に受け止めることができるようにする。また、生徒の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、休み時間や放課後など、生徒とかかわる時間を多くするように努める。
- ・ 生徒及び保護者に対して、学校カウンセラーへの、相談を促す。
- ・ いじめの早期発見のため、必要に応じてアンケート調査などを行う。

- ・ 電話相談窓口について、生徒、保護者に知らせる。(ヤングテレフォン・被害少年窓口など)

(3) いじめの早期解決のための取組み

- ・ 生徒、保護者及び教職員から、生徒がいじめを受けていると思われるとの通報を受けた場合等、生徒がいじめを受けていると思われるときは委員会を中心として、速やかに事実の有無の確認を行うための聞き取り調査を行う。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・ いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた生徒に対し、一定期間の出席停止などの措置等を講じる。
- ・ いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ・ はやし立てたり、同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導する。
- ・ いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事実に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じる。

(4) インターネット上のいじめへの対応

- ・ 発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性など、インターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行う。

3. 「いじめ対策委員会」の設置

学校におけるいじめ防止等に関する措置を効果的に行うため、いじめ対策委員会を設置する。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、いじめ対策委員会会議を緊急開催する。

(1) 「いじめ対策委員会」の構成

- ・ 学校長、副校長、生活指導部長（主任）、学年主任、その他の教員等
- ※ 委員会は常設の機関とする。事案により、柔軟に検討し学校長が任命する。

(2) 「いじめ対策委員会」の活動内容

- ・ いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・ いじめに関する相談・通報への対応

- ・ いじめの判断と情報収集
- ・ いじめ事案への対応検討・決定
- ・ いじめ事案の報告

4. 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、「重大事態調査委員会」を設置し、迅速に調査に着手する。私学振興室にその旨を報告し、必要に応じて、連携、協力して対応を行う。

(1) 「重大事態調査委員会」の構成

- ・ 学校長、副校長、生活指導部長（主任）、学年主任、その他の教職員等

※ 調査委員会は重大事態発生ごとに設置する。

※ 専門的知識及び経験を有する第三者の者等は事案内容により、柔軟に検討し学校長が任命する。

(2) 「重大事態調査委員会」の活動内容

- ・ 発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、私学振興室及び所轄警察署等と連携して対処する。
- ・ 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明をする。
- ・ 私学振興室への調査結果報告

5. その他

(1) 評価

- ・ いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に本校の取組みを評価する。

A いじめの早期発見に関する取組みに関すること

B いじめの再発を防止するための取組みに関すること

(2) 運用

- ・ 運用は2014年4月1日から始める。